

## 水戸家庭裁判所委員会（第16回）議事概要

- 1 開催日時 平成22年11月18日（木）午後3時から午後5時20分まで
- 2 開催場所 水戸家庭裁判所大会議室
- 3 出席者 （委員）  
石渡千恵子，上本哲司，内田久美子，小島法夫，五來則男，正保春彦，鈴木豊明，竹花俊徳，田原緑，長山隆一，樋口直実，堀越博，八木岡努，矢野倉栄，鷺田美加（五十音順 敬称略）  
（事務局等）  
事務局長 加藤裕之，首席家庭裁判所調査官 森芳男，首席書記官 千葉修也，事務局次長 原宗鑑，次席家庭裁判所調査官 長谷川哲也，次席家庭裁判所調査官 岡田豊，総務課長 毛利芳英

### 4 議事概要

#### (1) 今回のテーマ「親子関係事件に対する家庭裁判所の取組みについて」

ア 親権を巡る諸問題とこれに対する家庭裁判所の取組みの現状について、小島委員が説明した。

イ 親権を巡る事件に対する家庭裁判所調査官関与の実情について、長谷川次席家庭裁判所調査官が説明した。

#### (2) 親子関係事件に対する家庭裁判所の取組みについて意見交換をした概要

（○委員，△事務担当者）

○ なぜ一方の親を親権者に定めなければならないのか。昔は女性の経済力が無いとされていたが、最近は女性でも経済力があるし、どちらかでなければならない、という状況は不合理ではないか。

○ 日本の民法で離婚時の親権者はいずれか一方と定められており、裁判所としては法律に従わざるを得ない。

なぜ単独親権かということについては、おそらく、離婚後、両方に親権

があるといろいろとトラブルになるので、権利関係をはっきりさせた方がよいという意味があるのではないか。英米は共同親権だと言われているが、アメリカも昔は単独親権だった。単独親権の問題点として、子を見るのが母親になると父親としての関りがなくなってしまうという状況があり、子の成長には両親が関わるのがよいという考え方もあって、共同親権の考え方が出たようである。共同親権の概念は、子の養育事項について決定する権限という意味のようだが、そうすると、子どもはどちらに住むのか、という問題が出てくる。共同親権の問題点は、離婚後も子の養育について双方が意見を言うことになるので、対立が続くということである。アメリカでは、それを解決するために仲裁手続をやっているらしいが、それでもうまくいかない時は、単独親権にするという判断を裁判所がするらしい。

どちらがよいのか悪いのか、という問題ではなく、子どもの権利条約にもあるように、子の成長には両親が関わるべきで、それが世界的な流れであると思う。

- 離婚した夫婦は、そもそも交流がないので、子の養育に当たってその都度適切な合意が望めない状況にある。離婚すれば実際に子を監護している者が単独親権者になる、というのがこれまでの日本の状況ではないか。ただ、これからは、離婚しても面会交流が必要だということで、両方が責任を持つという意味で共同親権的な扱いが望ましい。面会交流がもっと実現し、スムーズにいくように、離婚した夫婦も子のために適切に大人として節度を持ってやっていけば、自然にそういう形になると思う。ところが、現状を見ると、離婚した夫婦は対立が非常に激しく、共同親権の実現は難しいという実感である。
- 理想は共同親権だが、実際に離婚した夫婦について、子が両方の家庭を自由に行き来したり、人生の節目に和気あいあいと話ができるという状況は珍しい。離婚や親子についての考え方がもう少し変わっていけば、共同

- 親権ということも出来ると思うが、現状では難しいのではないか。
- 両親とも当てにならない場合もあるし、祖父母が親権者になることはできるのか。
  - 祖父母は、養子縁組をすれば法律上親になれるが、そうでなければ後見人にしかなれない。確かに、離婚して片親になった場合に、片親の祖父母に任せっきりというケース等、祖父母が面倒を見ているケースは結構ある。
- △ 数的には多くはないが、祖父母や叔父叔母が親に代わって自分を監護者にしてほしいという申立てがあり、これを認めるかどうかについては判断が分かれる。実父母が行方不明であれば、後見が開始する理由があるので、祖父母が後見人になるケースはある。祖父母は親権者にはなれないが、後見人になることで監護権がはっきりする。
- 調停委員として、離婚後、せめて子どものためだけに限定してでも何とか会話を成り立たせようと努力はするが、ほとんど不可能である。声を聞くのも嫌だから電話はしないけれど、メールでのやりとりにより、何とか面会交流しているというケースはある。
  - 先ほどの小島委員の説明によれば、最近では、親権者指定について母性優先の原則はあまりないということだったと思うが、実情は、若い母親が幼い子どもを自分で育てていれば親権者になれるパターンが多いと思うし、父親は親権者になりたくても諦めるというケースが多いと思う。兄弟についても、分離しないで一緒にということが原則としてあると思うが、最近では違ってきているのか。
  - 何を見るかということ、監護状況を見るわけで、母親がきちんと監護していればそれを重視するというので、乳幼児であれば母親優先という原則があるわけではない。共働きの場合はどうかということ、乳幼児については、授乳することや世話が慣れているということで、自ずと母親が結果的に親権者になるのかと思う。

兄弟分離については、頭が痛い問題である。兄弟仲良くやっていればできるだけ尊重しようという発想は持っている。私の離婚訴訟の経験として、兄弟別々に住んでいるが子どもの行き来については双方文句を言わない、というケースがあり、そうなると、その実績を尊重して兄弟分離したということがある。原則ありきということではなく、具体的な事情を見て判断することになると思う。

- △ 子どもの発達にとってどうなのか、ということが考え方の基本になる。年齢差のある兄弟であれば分離の影響は少ないと思うが、年齢差のない兄弟であれば、分離により、お互いに刺激し合って伸びていく機会が損なわれることになる。また、片親と別れる経験をするのに、さらに兄弟と別れる二重の分離を経験させることは避けた方がよいのではないか、という発想がある。
- 調停委員として、離婚調停の場で一番悩むのは親権のことで、一番対立するのも親権である。金銭問題では中間点があるが、子どもは得られるか得られないか、100か0の話なので、両方とも一步も引かないケースが多く、いつもつらいと思う。絶対に会わせたくないという人もいるし、どんどん会ってください、と理解のある人もいる。離婚後、母親も働くことになる、子どもと接する時間は母親と父親とで何も変わらないではないか、という主張が父親から出ることが最近多い。そうすると、どちらがいいのか、というのは、正解がないことなので、常々、難しいと感じている。
- 確かに、両方とも熱意があるときにどちらにするか、というのは非常に難しい選択である。
- 最近、イクメンとかがもてはやされ、男性が育児と家事に関わることは良いことだという流れの中で男性が親権を主張する、そこに女性が有利だという昔の価値観が出てくると男性が意固地になる、対立が解けないという場面が調停の中にはある。

- △ 最近は、育児に熱心で関心が強い男性が増えてきた。また、祖父母が面倒を見ていて、離したくない、ということでより複雑になったりする。
- 監護については母親が面倒を見て、父親が親権を持って全体を見る、というようなことが離婚後も続けられないのか。そういう親権と監護権の分離は可能か。また、そういうことを要求する人はいないか。
- 親権の中に監護という要素がある。分けるという考え方もあるが、親権は、親の子どもに対する支配権ではなく、子どものための権利であり、親の満足のために親権と監護権を分けるということはない。子どもの成長のためにそうした方が良ければ認めることになる。
- 子どもの立場になると、どちらかに決められるというのは不合理ではないか。子どもにとってはどちらも親なので、自由に子どもが選択できるような法律の裏付けがあると良いのではないか。どちらかにしてしまうと、子どもが自由に行き来できないのではないか、という気がする。
- その辺りを補うものが面会交流である。監護しないで支配的な面だけを持っている人を置くということ、面倒を見ることだけを母親に任せ、いざという時だけ、父親が決定するというのは、今の社会にふさわしくない。苦労して現に見ている人が親権者になるのが良いという気がする。
- 先ほど説明のあった家裁調査官の家庭訪問や面接というのは、親権者が決まるまでの話で、決まった後のフォロー等はないのか。保護司の経験の中で、母親と子ども2人が暮らすことになり、良好な親子関係であったが、母親が再婚を前提に内縁関係になった辺りで状況が変わり、最終的に子どもが暴力事件を起こしてしまった、ということがあった。親権者としてふさわしいかどうか、という判断をするのに、親権者の変更を子どもが申し出るとか、片方の親がそれでは困ると申し出るとか、そうしないと親権者の変更はないのか。親権者が決まってしまうと、裁判所は一切関わらないのか。

- △ 裁判所でフォローするのは無理だと思う。子どもからの動き，同居していない親からの何らかの動きを作るということが，現在の制度の中では精一杯なのではないか。
- そもそも協議離婚の際は，当事者だけで親権者を決めるわけで，裁判所は全く関与しない。親権者指定が適切に行われているかを国が管理することはできないであろう。
- 適切な監護がなされていれば非行を未然に防げるという例があり，駆け込めるような場所，聞いてもらえる場所等があれば，と感じる。
- △ 離婚家庭の子どもを考える上で一番大きな問題は，離婚に至るまでに子どもたちは数年にわたって傷つき，離婚で傷つき，母子家庭になってさらに傷ついて，という実情がある。親権者を考える場合，子どもの生活の本拠地としてどこが安定しているか，と考え，その安定した生活の本拠地の責任者を親権者としよう，と考える。0対100ではなく，49対51の戦いでも裁判所は決めなければならない。穏やかな解決を目指し，0対100の戦いには持っていかない，という工夫を家庭裁判所はしている。
- 調停が不成立だった場合，調停手続で行われた調査の結果は，訴訟に反映されるのか。
- △ 調停で行われた調査については，調査報告書の閲覧謄写が許可されれば，訴訟に証拠として提出されることはある。ただし，手続としては全く分離しており，訴訟で調査命令が出ればそこから調査が開始する。
- 協議離婚の場合，面会交流は行われぬのか。
- △ 行われぬケースが多いのではないかと思うが，中には，うまくやっている，うまくやっているから裁判所に来ない，という人もいるのではないか。
- 片親の家庭が非常に多く，そういう子どもたちに対し，教師がどう接すればよいか，悩みの種である。親同士でもどう接したらよいか，どこまで

踏み込めばよいか，非常に難しいようである。

- 面会交流は子どもにとって必要であり，親権者でない親が面会交流を求めてきた場合，子どもにとって害がある等の特段の事情がない限り，面会交流を認める方向で調停や審判を進めている。しかし，実現は難しく，離婚の際の対立が尾を引いていて，相手に対して拒否的な反応を示す母親の気持ちを和らげながら，子どものために自分のことと子どものことを分けて考えられないか，ということで説得していくわけである。
- 面会交流の調停も本当に難しく，特に子どもが小さい場合，母親が子どもを連れて行かなくてはいけないとなると父親と会わなければならない，それで実行できないということがある。DV絡みの離婚でも会わせたくないということがある。気持ちよく会わせるということの方が少ない。最近では，民間が有料で代行して面会交流をしてくれるというものもあるが，費用がかかり，難しい。
- 父親が自分に関わりたいから面会交流を求めているのだ，と主張する母親もおり，それが本当の場合，それ以上言えなくなるケースもある。
- △ 会わせない理由としてよく聞かれるのは，一緒に暮らしていない親と会うと子どもが思い出して可哀想だ，あんなひどい親には会わない方がよい，子どもが会いたがっていない，自分が会いたくない，ということである。子どもの目の前で母親に対して暴力を振るっていたというような事例では面会を制限する理由があるが，裁判所は，子どもの福祉を著しく害さない限り，交流できるように考えている。

一緒に暮らせない親と会うと子どもが不安定になるということが，子どもの祖父母等から言われることがよくある。しかし，研究や調査の結果からも，面会交流は，子どもの健全な成長のために意味があると考えられる。ただし，父母の紛争の中に子どもが巻き込まれると，それは子どもにとって苦痛でしかなくなるので，その部分をどうクリアしていくか，というの

が難しい問題である。

- 配布された「面会交流のしおり」を見たが、両親に気付いてほしいことが集約されたすばらしいパンフレットである。子育て支援センターでいろいろな親子に関わっているが、母親が日々父親から暴力を振るわれ、命の危険もあるような状態で、子どもが施設で暮らすか、という段階になって、子どもは非常に傷ついている状況だと思うが、その状況でも父母と一緒に暮らしてくれるなら一緒に暮らしたい、親を大切に思っている、という感じで、子どもにとってはかけがえのない両親であると感じることが多い。夫と妻ということで見ると、二度と会いたくないということになると思うが、子どもの成長のために親が何が出来るかということに親が気付いてくれるように、これまで以上に働きかけを続けてほしいと思う。
- 虐待専門の児童養護施設に行ったことがあり、職員の話によれば、その子どもたちは、死の淵から来た、という状況だそうだが、七夕の短冊の願い事を見たところ、早くうちに帰りたい、早く父母と一緒に暮らしたいということしか書いていなかった。非常に悩ましいところで、子どもたちの思いをきちんとかなえてあげるためには家に帰すとか、面会交流を実施することが非常に重要なのだろうと思うが、もめた夫婦は面会交流が難しいということで、その間にどう道を見つけたらよいのか、ということで皆さんの話を聞いていた。
- 虐待されている子どもは、生命の安全のため、親から隔離しなければならないが、やはり帰る場所は親の所しかなく、いつまでも施設に置いておけばよいというものではない。子どもには、親から適切に見てもらえる権利があると考える。
- 面会交流を求めるのは父親が多いのか。
- △ どうしても母親が親権者になるケースが多いので、父親が多くなる。ただし、逆もあり、父親がかたくなに面会交流を拒むというケースもある。



- DVの親に対する教育プログラム等はあるのか。
- △ 特にない。
- 子どもの方からの面会交流の意見を吸い上げることはあるのか。
- △ 子どもが大きくなれば、子どもの方から会いに行くことは多いと思う。
- 調停の現場でもそういう話題はよく出る。子どもが大きくなれば子どもが自分で判断して行動するので親がそれを規制することはできない、という話をする。
- 昨今、離婚率は極めて高い水準を維持しており、厚生労働省の調査によれば、平成21年は、70万件が婚姻し、25万件が離婚しているようである。母子家庭の平均年収は、平成18年の調査で213万円と、一般世帯の平均年収564万円の4割にも満たない状態などと言われている。このように厳しい経済状況なので、父親については、養育費を支払うべきであるが、実際に養育費を支払っている家庭は、平成15年の調査で17.7パーセントと言われている。調停では何とか支払うように説得している。
- △ 養育費の算定については、東京大阪養育費研究会が作成した算定表が2003年4月1日号の判例タイムスに掲載されている。子どもの人数と年齢、義務者の収入と権利者の収入を基本にし、当事者からの請求に基づいて、この表を見るとこの範囲であるということを目安としながら、当事者の具体的な事情を勘案して決めていく、という流れである。
- 調停では源泉徴収票や給与明細を持参してもらい、それを見ながら、これだけ収入があるのだから、と言って説得する。
- 調停では、きちんと収入がある方は仕方ないと言って支払ってくれるが、昨今は、失業したとか、離婚した時点では景気が良かったが今は払えないとか、再婚して自分も大変だとか、いろいろな事情を並べて支払いを少なくしたいという姿勢が徹底していて、なかなかうまくいかない。
- 最初に養育費を決めるに当たっては、算定表は非常に役立っている。イ

インターネットで見られるので、最近は当事者が調停に持ってくるが多くなった。最近、養育費減額の調停が増えている。

- 経済状況が悪いので、出す方が苦しいのも事実でしょう。
- 子どもの顔を見ていれば支払わないということは心情的に難しいので、子どもとのつながりを大事にするよう、アドバイスしている。
- 差押えは実施されているのか。
- △ 給料を差し押さえたり、やっている人は結構いる。
- 児童相談所は、児童虐待があると、子どもを親から分離して福祉施設に入所させるわけだが、それについて親が同意しない場合、その同意に代えて家庭裁判所の承認を得ることになり、それが児童福祉法28条の審判である。
- 中学生の事件では、性格がとても良く、相手に合わせる、相手が期待していることをやれる、という子どももいて、説明することが毎回違って、判断に迷うことがある。
- 子どもが何回も負傷し、その都度、親は、救急車を呼び、病院では心配して面倒を見ていたが、家へ戻るとまた同じようなことが起こるケースがあった。このケースでは、親の許容範囲を超えると拒否的な面が出て虐待が引き起こされているのかと思われた。このように複雑なケースもある。
- もう10数年前になるが、アメリカの児童虐待とドメスティックコート、サイコロジストの連携という番組を見たことがある。子どもを虐待した親に対し、裁判所が家に帰ってはいけないという命令を下し、親は、再教育プログラムを受けて、その効果を裁判官が判定し、という内容だったが、今の日本でもその状況にはほど遠い。そのようなプログラムを一部の児童相談所で試行的に始めているようだが、決定的なものはないと思う。家庭裁判所が親に対して命令を出すことも聞かないし、もし命令を出したらサポート体制も必要である。法律学者、心理学者、教育学者の連携も必要だ

と思いつつ、現状は動きがないと感じている。

- 性犯罪者の場合、非常に再犯率が高いが、刑務所等できちんとした教育プログラムが実施されていないのかと感じる。この前見た新聞には、万引の場合、刑期が終了して出所すると再犯率が高いが、途中で仮出所して保護司に面倒を見てもらうと再犯率が低い、という記事が載っていた。教育プログラムの実現が期待される。
  - 社会があまりにも変わりすぎてしまったと最近感じる。児童虐待についても我々の育ってきた環境と感覚では論じられない。親が悪いと言っても、親が育ってきた歴史や環境まで見据えないと単純に言えないという気がしている。人が育つ環境が相当違ってきていると感じる。
  - 昔は大家族の中で大勢の目があり、行動も規制されたが、核家族が多くなり、母親と子どもだけ、父親と子どもだけでいたりすると、歯止めがきかなくなり、虐待が起こりやすいということはあるだろう。
  - 学校や保育園との連携が取れていれば、早い段階や未然にいろいろなことを解決できると思う。日ごろ付き合いのない所とどう連携を取っていけばよいか、と考える。
  - 普段は優しい母親がなぜか豹変する、目の前にいる被疑者を見ても理解できない、裁判にかけるべきか、かけてもどれくらいの刑罰にするか、悩ましいと感じている。専門家の意見を聞きたいと常々思っている。
  - △ 食事を与えないというような虐待も多いだろうが、28条審判では、暴力による虐待も目に付く。
  - 言葉による虐待というものもあると思うが、そういうことも含めると、目に見えない虐待もたくさんあるのではないか。
  - △ 親が無神経に好き放題言って子どもに悪影響を与えているだろうし、そのことに気が付かない親もたくさんいるのではないだろうか。
- (3) 第三期裁判所委員会についてのアンケート調査に対し、委員会に諮問の上、

回答することとした。

5 次回期日

(1) 平成23年6月2日(木)

(2) テーマ「成年後見事件に対する家庭裁判所の取組みを巡って」